

食品安全委員会企画専門調査会 第3回会合議事録

1. 日 時 平成15年10月29日（水） 14：00～15：46

2. 場 所 食品安全委員会7階 大会議室

3. 出席者

（専門委員） 富永座長、飯島専門委員、伊藤専門委員、内田専門委員、海津専門委員、
近藤専門委員、武見専門委員、福土専門委員、山本専門委員、
和田専門委員、渡邊（和）専門委員、渡邊（秀）専門委員、
渡邊（治）専門委員

（専門参考人） 久野専門参考人、服部専門参考人

（食品安全委員会）寺田委員長

（説明者） 厚生労働省 中垣基準審査課長、南監視安全課長

農林水産省 佐藤消費・安全政策課長、皆川食品表示・規格監視室長

環境省 柏木水環境部企画課長、神谷水環境部土壌環境課課長補佐、
上田廃棄物・リサイクル対策部規格化課長補佐

文部科学省 小熊学校健康教育課課長補佐

（事務局） 一色事務局次長、岩淵総務課長、村上評価課長、藤本勧告広報課長、
杉浦情報・緊急時対応課長、西郷リスクコミュニケーション官、
宮寄評価調整官

4. 議 事

（1）食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項について

（2）その他

5. 配布資料

資料1 平成15年度の食品安全委員会の運営のあり方について（意見）

資料2 基本的事項の策定について

資料3 基本的事項についての討議資料

参考資料

富永座長 それでは時間がまいりましたので、ただいまから「第3回企画専門調査会」を開催いたします。

本日は澤田専門委員、羽生田専門委員、門傳専門委員の3人が御欠席でございまして、近藤専門委員は御出席ですけれども、30分ほど遅れるということでございます。したがいまして、本日は13名の専門委員が御出席でございます。また、食品安全委員会から寺田委員長が出席されておりまして、担当委員をされている寺尾委員長代理と坂本委員におかれましては、所用により本日は御欠席です。

それでは議事に入らせていただく前に、事務局から資料の確認の方をお願いいたします。

岩淵総務課長 まず1枚目に最初に議事次第がございまして、その後に名簿を付けてございます。それから座席表でございます。その次に資料1といたしまして、「平成15年度の食品安全委員会の運営のあり方について」でございます。資料2「基本的事項の策定について」でございます。資料3、横長大きな資料で、討議資料「食品健康影響評価の実施」と書いてあるものでございます。それからそのあと、表紙に「参考資料一覧」と書いてある厚手の資料。以上でございます。何かございましたら事務局までお申しつけください。

富永座長 よろしゅうございますね。ありがとうございました。

それでは議事に入らせていただきます。本日の会議全体のスケジュールにつきまして、お手元に「企画専門調査会第3回会合議事次第」というものがございまして、これをごらんいただきたいと思います。

本日はまず初めに、本日から当専門調査会に御出席いただくことになっている専門参考人を御紹介させていただきます。続いて座長である私に万一事故があるときに職務を代理していただく座長代理の指名をさせていただきます。さらに前回御審議いただきました「平成15年度の食品安全委員会の運営のあり方について」、当専門調査会の意見を取りまとめましたので、これを報告させていただきます。次いで本日の本論というべき議事の(1)「食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項について」、これについて御審議いただくことになっています。

それでは、まず最初に専門参考人を御紹介させていただきます。第1回の専門調査会の際にも申しましたように、この食品安全委員会専門調査会運営規程第5条第3項におきまして、「座長は、必要により、当該専門調査会に属さない専門委員あるいは外部の者に対し、専門調査会に出席を求めることができる」こととされています。当専門調査会におきましては、食品安全委員会の運営方針や基本的事項など非常に多岐にわたる事項を調査審議するものでありますので、16名の専門委員だけではカバーしきれない点もございます。特に現在我が国で流通する食品の約6割が外国から輸入されたものでありますし、食品の安全性について議論する上で農薬あるいは飼料添加物などのいわゆる生産資材、これが非常に重要であることを考えますと、食品の輸入及び生産資材に関し、専門的知見を有する方に当専門調査会に御参加いただくのがよろしいかと思えます。

そこで、食品の輸入に関し専門的知見を有する方といたしまして、伊藤忠商事株式会社の食料カンパニーの食料経営企画部長をされている久野貢氏、それから生産資材に関して専門的知見を有する方といたしまして、^{にっぽんそうだ}日本曹達株式会社で農業化学品事業部農業化学品登録グループのグループリーダーをされている服部光雄氏に今後専門参考人として当専門調査会に御出席いただくことにいたしました。

それでは両専門参考人の方から簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。久野専門参考人よろしくお願ひします。

久野専門参考人 伊藤忠商事の食料カンパニーの経営企画部におります久野と申します。よろしくお願ひいたします。

富永座長 ありがとうございます。それでは、服部専門参考人よろしくお願ひします。

服部専門参考人 日本曹達株式会社で農薬の登録規制関係をやっております服部と申します。よろしくお願ひいたします。

富永座長 ありがとうございます。この両専門参考人には、今後この企画専門調査会に継続的に御出席いただきまして、調査審議に御貢献いただきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願ひいたします。

次に、本日は後ほどの議題の関係もございまして、関係省庁の関係者の方々に本日御出席いただいております。事務局の後ろにお座りでございます。私の方から紹介しますので、ちょっと名前を読み上げますのでお立ちいただけますか。

厚生労働省の医薬食品局食品安全部基準審査課長の中垣俊郎様。

同じく医薬食品局食品安全部監視安全課長の南俊作様。

次は農林水産省から、消費・安全局消費・安全政策課長の佐藤一雄様。

同じく消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室長の皆川文雄様。

それから、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課課長補佐の上田康治様。

環境省環境管理局水環境部企画課長の柏木順二様。

同じく環境管理局水環境部土壌環境課農薬環境管理室課長補佐の神谷洋一様。

最後に、文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課課長補佐の小熊浩様。

よろしく申し上げます。

関係省庁の方々におかれましては、後ほどの議題でいろいろ専門委員から御質問などが出るかも知れませんので、適宜お答えいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

それでは次に、座長代理の指名を行いたいと思います。食品安全委員会専門調査会運営規程第2条第5項におきまして、「座長に事故があるときは、当該専門調査会に属する専門委員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する」とこととされています。つきましては、当専門調査会の専門委員のうち、私の左側にお座りの福士専門委員をお願いしたいと思いますので、何とぞ福士専門委員よろしく願いいたします。

福士専門委員 福士でございます。どうぞよろしく願いいたします。

富永座長 福士専門委員におかれましては、今後ともどうかよろしく願いいたします。

続きまして、平成15年度の食品安全委員会の運営のあり方について、これは前回の専門調査会のときに随分御審議いただきましたが、十分審議が尽くされませんでした。その後資料をお持ち帰りいただきまして、更なる御意見がおありの委員におかれましては、事務局へお知らせいただきたいという願いをいたしました。その後、各委員から意見が寄せられまして、それをきちんと盛り込みまして修正案を作成いたしました。これは資料1にございます。これにつきまして、事務局の方から御説明いただけませんか。

岩淵総務課長 それでは資料1を御覧いただきたいと存じます。資料1の「1 食品安全委員会の運営全般について」、これらにつきましては、前回御説明した内容と変わっておりません。

それから2の「食品健康影響評価について」の部分でございますが、1ページの一番下のところで「新たに開発される食品の安全性評価の手法について早急に検討する」ということでございますが、前回「新開発食品」という言葉を使っていましたけれども、より一般的に「新たに開発される食品」という言い方に改めております。

それから2ページにまいりまして、「遺伝子組換え食品とアレルギーとの関係について、

市販後における人に対する疫学的な調査の実施の可否を含め、消費者の不安を取り除くためにはどのような対応を講じるべきかを検討する」ということで、後段を加えております。

2つ目の「・」で、これは前回なかった項目でございますが、「食品健康影響評価の実施に必要な資料について、今後、評価対象ごとに明確化を進め、公表する」ということでございます。

3番の「意見交換会・広報活動等について」でございます。上から2つ目の「・」と、それから3つ目の「・」でございますが、「より適切に食品安全委員会の見解が国民に伝わるよう、報道関係者との間で意見交換を推進する」、これを追加しております。

それからその次の「・」でございますが、「食品健康影響評価のガイドラインの作成や個々の評価の実施に当たり、結論を出す前に、原則として国民からの意見募集を行う」。個々の評価の実施に当たっても、この原則として意見募集を行うという部分を追加しております。

それから、2ページの一番下のところでございますが、広報手段について、「人が多く集まる市役所等の施設でパンレットを配布するなど、食の安全・安心に対しあまり関心がない方々にも、関心を持っていただき、正しく理解していただくための方策について、十分に検討する」ということで前段が加わっております。

それから3ページで、「国民にとって身近な地方行政機関との間で、食の安全に関する一層の情報・意見の交換に努める」、「委員は、意見募集等を通じて出された国民からの生の意見に目を通すよう努める」などが加わっております。

おおむねポイントは以上でございます。

なお、ただいま座長から御披露がございましたけれども、前回以降、3人の専門委員の方々から追加の御意見を頂きまして、内容につきまして座長に御報告して御指示いただいて取りまとめたというものでございます。以上でございます。

富永座長 どうもありがとうございました。ただいま事務局から御説明のあったとおりでございます。3人の専門委員の方々からは大変詳細な長い文章で御意見を頂きましたけれども、そのポイントをこの修正案に盛り込みまして、今回の最終案を作成させていただきました。事前に御意見を頂きました専門委員には、今回の今日お示ししている資料1をお示ししまして、それでよろしいという御承認を頂いておりますので、一応今回は報告とさせていただきます。それで、この取りまとめました意見、これを企画専門調査会の座長名で寺田委員長あてに後日報告したいと思っております。

次がいよいよ本日の主要議題、議事（１）「食品安全基本法第21条1項に規定する基本的事項について」の審議に入りたいと思います。

まず基本的事項の策定の趣旨とか手順などにつきまして、事務局の方から御説明いただきたいと思います。

岩淵総務課長 それでは資料2を御覧いただきたいと思います。「基本的事項の策定について」という資料でございます。

基本的事項の策定の根拠でございますが、食品安全基本法第21条第2項において、「内閣総理大臣は、食品安全委員会の意見を聴いて、基本的事項の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない」とこととされているところでございます。この趣旨でございますが、基本法は、国と地方公共団体が統一的な方向性をもって措置を講じ、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進すると、こういう目的の達成を図るために11条から20条まで、施策を策定するに当たっての基本的な方針ということを各条ごとに書いているわけですが、基本的事項は、これらの規定において明らかにされました基本的な方針をより具体化するためにされるものでございます。

項目としては以下の10項目について定めるということになっておりまして、食品健康影響評価の実施、国民の食生活の状況等を考慮し、食品健康影響評価の結果に基づいた施策の策定、情報及び意見の交換の促進、緊急の事態への対処等に関する体制の整備等、関係行政機関の相互の密接な連携、試験研究の体制の整備等、国の内外の情報の収集、整理及び活用等、表示制度の適切な運用の確保等、食品の安全性の確保に関する教育、学習等、環境に及ぼす影響の配慮、以上の10項目でございます。

策定までの手順ですけれども、で内閣総理大臣から食品安全委員会への諮問（10月15日）とございます。前回御報告いたしましたけれども、諮問を既に受けておりまして、食品安全委員会からこの企画専門調査会に対し検討を行うよう御指示いただいたところでございます。

それから2項目目で本日この検討に入るわけですが、本日は後ほど御説明する資料に基づきまして、半分程度の規定について御審議をいただければというふうに考えております。

それからその次のページにまいりまして、でございますが、リスクコミュニケーション、緊急時対応につきましては、それぞれ別途専門調査会がございますので、そちらの方で並行して検討いただいているところでございます。その検討結果を受けまして、最終的

にはこの企画専門調査会でまとめていただきたいと考えております。

で、次回の企画専門調査会の検討は11月13日を予定しておりまして、そこまでに10項目をこなしたいと考えております。

で12月3日の企画専門調査会におきまして、この意見の取りまとめをお願いできればと考えております。取りまとめられましたならば、食品安全委員会の方にその結果を御報告いただきまして、さらに委員会としての検討をして意見を取りまとめていただくという予定でございます。

また、意見募集の実施も検討しております。その時期は未定でございます。

最終的には、これは内閣総理大臣が案を作成して、閣議の決定を求めるというものでございますので、関係省との協議を経て閣議決定の手続きをとって公表ということで、来年の1月ごろを予定していると、こういうことでございます。

御説明は以上でございます。

富永座長 ありがとうございます。ただいま御説明いただいたとおりでございます。各省協議、閣議決定、公表が来年1月ごろとなっておりますので、それを逆算しまして、それまでに頻繁にこのような専門調査会、あるいはほかの各種の専門調査会を開催していただく必要があります。委員の先生方におかれましては大変お忙しいと思っておりますけれども、御協力のほどよろしく願いいたします。

それでは、討議資料としまして、資料3、A3の横長のものがございますので、これに沿って審議を行うことといたします。ただいま事務局の方から御説明いただきましたように、横長資料に第11条から第20条まで10項目ございます。先ほど事務局から御説明いただきましたように、本日全部を審議するのは無理の見通しでございます。半分ぐらいできたらいいということでございます。半分ぐらいやりますけれども、13条、14条はリスクコミュニケーション、緊急時対応の各専門調査会における審議結果を待ついただくことにしますので、本日はこの13、14条を飛ばしまして、11、12、15条、うまくいったら16、17条、午後4時までに済みましたら17条で終わりにしたいと思います。残り5条分は次回に審議、検討いたしたいと思っております。

それでは11条の食品健康影響評価の実施につきまして、これから1条ずつ事務局の方から御説明いただきたいと思っております。

岩淵総務課長 それではこの横長資料で御説明いたします。

初めに、この資料の構成ですけれども、一番左側が「条文」とございます。先ほど御説

明した10項目、それぞれの食品安全基本法の条文がそのまま1条ずつここに入っております。その右の「検討項目」というところですが、それぞれの条に書いてある基本的な方針を具体化していく上でどういった項目を基本的事項に盛り込んでいったらよいか。その対象となる項目についてここで書いているものでございます。その右の「現状」というところですが、この検討項目に対応して、今、食品安全委員会において、あるいは関係省においてどういう取組をしているか、どういう取組がそれぞれに対応するかということ必ずしも網羅できていないんですけれども、御参考になろうかと思ひまして、「現状」のところ書いております。それから、その右の「今後の方向」というところでございます。これが今後それぞれの基本的な方針を具体化していく、その方向の内容について記述したものでございまして、「今後の方向」の欄に書いてある内容が最終的には基本的事項の内容のベースになるものと、そういう想定で資料を用意しております。一番最後の右側の「関係条文」は議論の参考になる関係の条文が書いてあると。

以上のような構成になっておりますので、そういった前提で御覧いただければと思ひます。

まず第11条ですが、11条は「食品健康影響評価の実施」に関する条でございます。この食品安全委員会と最も関連の深い条でございます。条文の方は、読みますと、

第11条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、人の健康に悪影響を及ぼすおそれがある生物学的、化学的若しくは物理的な要因又は状態であつて、食品に含まれ、又は食品が置かれるおそれがあるものが当該食品が摂取されることにより人の健康に及ぼす影響についての評価（以下「食品健康影響評価」という。）が施策ごとに行われなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 当該施策の内容からみて食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないとき。
- 二 人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるとき。
- 三 人の健康に悪影響が及ぶことを防止し、又は抑制するため緊急を要する場合は、あらかじめ食品健康影響評価を行ういとまがないとき。

2 前項第3号に掲げる場合においては、事後において、遅滞なく、食品健康影響評価が行われなければならない。

3 前2項の食品健康影響評価は、その時点において到達されている水準の科学的知見に基づいて、客観的かつ中立公正に行われなければならない。

という条でございます。

こういった内容に対応いたしまして、この基本的事項で検討すべき項目といたしましては、まず第一に評価の基本的な考え方について、この基本的事項に盛り込むべきではないか。特に食品健康影響評価を行う際に、食品供給行程の各段階における評価対象についてどういう考え方をとるかということ盛り込むべきではないかということございまして、農林水産物の生産段階、食品の製造・加工段階、食品の流通・販売段階、それぞれでの評価対象の考え方ということでございます。

それから2番目には例外措置の具体的内容ということです。今読みました11条には、健康評価を行わなくてよい例外の事項が3種類書いてあるわけでございますけれども、このそれぞれにつきまして、それではどういった内容がこれに当たると考えるかということ、ここが検討項目になるのではないかと思います。

それから3点目には食品健康影響評価の円滑な実施に向けた手順と、その手法などということで、食品健康影響評価の開始前、関係大臣が食品安全委員会の意見を聴くような場合、あるいは食品安全委員会自らが評価のイニシアチブをとる場合、その手順等でございます。それから、実際に食品健康影響評価に入って、その際にどのような手順で行うか、そして終了時にどのような手順で行うか、さらには評価そのものの手法について、こういったことが検討項目になろうかと考えております。

それから4点目に食品安全委員会が行う勧告等、この評価以外の項について、こういったことが検討項目として書いてございます。

1ページの真ん中の現状ですけれども、まず、ここでは法律に基づいて評価を行った最近の例といたしまして事例を挙げておりますけれども、基本的な考え方は、現状では食品供給行程において、食品の安全性に影響を及ぼしうる、肥料、農薬、飼料、動物用医薬品、食品添加物等を規制する「食品衛生法」、「農薬取締法」、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」等に基づく規格・基準の設定等について食品健康影響評価の実施を義務づけているというのが現在でございます。10月20日までに29の評価要請がありまして、そのうち15件の評価を実施している。それから、いわゆるアマメシバ、サウロパス・アンドロピナスを大量長期に摂取させることが可能な粉末、錠剤等の形態の加工食品については、8月29日に評価要請を受けまして、9月4日に食品健康影響評価を実施して、厚生労働大臣あてに通知しているということがございます。

それから2ページにまいりまして「現状」のところでございますけれども、評価が義務づけられていない場合であっても、リスク管理機関の判断によって評価を求めるというこ

とがあるわけでございまして、基本法第24条第1項各号に掲げる場合以外でも、関係各大臣が食品の安全性の確保に関する施策を策定するため必要があると認めるときは、食品健康影響評価を行うことされております。

現在までのところ、実績としては、「食品からのカドミウム摂取」、それから「伝達性海綿状脳症に関する牛のせき柱を含む食品等」について評価要請がございまして、後者については既に評価を実施しているところでございます。

それから、その次は食品安全委員会のイニシアチブで評価をする場合ですけれども、自ら健康影響評価を行うこともできるわけでございます。現在までの実績はございません。

それから、2ページの下のところにありますますが、評価を行わなくてよい例外措置ですけれども、これまでの実績といたしましては、動物用医薬品等、それから特定保健用食品について、施策の内容からみて食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときと食品安全委員会が認める場合について検討するという、この考え方に沿って動物用医薬品等につきましては、食用に供しない動物である犬又は猫のみを対象とするものの承認等を行う場合、それから、既に承認されている動物用医薬品等と有効成分、効能、用量とも変更がないような動物用医薬品等の承認を行う場合等。それから、特定保健用食品については、既に許可されている特定保健用食品と商品名又は申請者のみが異なるもの等につきましては、食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないものというふうにされております。

それから の人の健康に悪影響が及ぶことを防止し、又は抑制するため緊急を要する場合で、あらかじめ評価を行ういとまがないと大臣が認める場合というのも、事前の評価は要らないということになっておりますけれども、これはまだ実績はございません。

それから3の食品健康影響評価の円滑な実施に向けた手順及び手法等に対応する現状ですけれども、先ほど申し上げたような評価の実績の現状でございまして、国民から意見、情報の募集を行っているところでございます。

それから4ページにまいりまして、勧告・意見につきましては、現在のところ実績はございませんが、食品安全委員会が食品の安全性の確保のため講ずべき施策について勧告した場合等において、広く国民から勧告等に基づき講じられる施策の実施状況について報告を受けるといこと。それから、食品の安全性の確保に関する意見、要望などを聴取いたしまして、施策の推進を図るために470名の食品安全モニターを依頼して、アンケート調査を実施したところでございます。

それから、リスク管理の実施状況を的確に握るために、市販されている食品や、流通過程の食品を無作為に購入した上で、食品中の化学物質や微生物等の検査を行い、リスク管理の実施状況を把握する食品安全実態モニタリング調査を実施予定でございます。例えば、かび毒であるパツリンについての食品健康影響評価を行った際に、委員からモニタリング調査を行うべきであるとの意見を頂いているところでございます。

以上を踏まえまして、今後の方向ですけれども、まず評価の基本的な考え方といたしましては、1ページになります。食品供給行程の各段階において、人の健康に悪影響を及ぼすおそれがあるものとして最終食品に残留する可能性のある生物学的、化学的又は物理的な要因の評価が行われなければならないということです。

農林水産物の生産段階ですけれども、農薬、肥料、飼料、動物用医薬品等の生産資材やO157、カドミウムなどの周囲の環境に含まれる可能性のあるものが最終食品に残留し、その食品を摂取することによりその要因が及ぼす可能性がある健康への影響の評価が行われなければならないということです。

それから、食品の製造・加工段階においては、添加物や器具、容器包装、洗浄剤に含まれ、又は原料から生成する可能性がある生物学的、化学的又は物理的な要因が最終食品に残留し、その食品を摂取することによりその要因が及ぼす可能性がある健康への影響の評価が行われなければならない。

それから、食品の流通・販売段階におきましては、器具や容器包装に含まれ、又は当該食品から生成する可能性がある生物学的、化学的又は物理的な要因が最終食品に残留し、その食品を摂取することによりその要因が及ぼす可能性がある健康への影響の評価が行われなければならないということです。

それから、次の2ページにまいりまして、基本法第24条第1項において、食品健康影響評価の義務付けをしておりますけれども、その対象範囲については、国内外の最新の科学的知見に基づいて、また関係法令の方も順次改正されてまいりますので、その改正に対応して適切に変更するということが必要かと存じます。また、緊急を要する事項については、その食品健康影響評価を最優先的に行うこととするということも必要かと思えます。

それから、リスク管理機関の側のイニシアチブでのその他の評価についてですけれども、関係行政機関は、基本法第24条第1項各号に掲げる場合以外でも、所管法律等に基づく施策が食品の安全性の確保に関するかどうかについてよく検討し、適切に食品健康影響評価の要請を行うということが必要かと思えます。

それからその下、食品安全委員会のイニシアチブでございますが、食品安全委員会は、国内外の科学的知見や危害情報の収集・分析、国民からの意見等に基づきまして、国民の健康への悪影響が生ずるおそれがあると認められる場合には、自らの判断により食品健康影響評価を実施するというところでございます。また、自ら行うべき評価の対象について、定期的に点検することとするというところでございます。

それから、その次は例外措置ですけれども、食品健康影響評価の定義を踏まえて適切に判断するというところでございますけれども、例えば、施策の内容から見て評価を行うことが明らかに必要でないときと食品安全委員会が決める場合ということですが、使用実態がないという理由での添加物の指定の取消しとか、あるいは評価の結果を踏まえて策定された基準等に違反した食品の廃棄命令とか、許可の取消し等、こういったものについては、改めて評価をするまでもないということで、必要がないと判断していいのではないかとということでございます。

それから逆に人の健康に及ぼす悪影響の内容及び経路が明らかである場合ですけれども、これは食品の腐敗とか、有害物質の混入とか、病原微生物による汚染などが実際に見つかったときに、食品衛生法第4条の規定に基づいて所要の措置が講じられますけれども、こういった場合については、悪影響が及ぶ程度が明らかだということで改めて評価するまでもないということでございます。

それから3点目、あらかじめ評価を行ういとまがないということですが、これにつきましては、原則に対する例外措置であることは十分考慮する必要があるということでございますし、また第24条第2項の規定の遵守と、これは事後的な評価ということでございますけれども、これが必要だということでもあります。

それから、評価の円滑な実施に向けた手順、方法等ですけれども、まず評価の目的とか対象、評価作業において、事前に関係行政機関において共通の理解を得るということ。それから、リスク管理機関の方は、評価結果に基づき講じようとするリスク管理上の対応について説明するという。また一方で、食品安全委員会が自ら評価を行うという場合には、その項目について関係者相互間で情報及び意見交換を十分行う必要があるということでございます。

さらには評価の実施に際しましては、海外のリスク評価機関と連携・協調を図りつつ評価を行う。また、食品健康影響評価に用いた情報の公表。個人情報などへの配慮が必要である。専門調査会の結論については、原則として意見募集を行うこととする。評価終了時

には、関係各大臣への通知を行います。また、内容についてホームページ等による公表。それから、国民の関心が高い事項の場合は、必要に応じ、評価結果についてわかりやすく解説を行って、ホームページ等により公表することとするなどがございます。

評価手法に関しては、微生物への対応を強化するということと、定量的リスク評価を重点的に実施するということを掲げてございます。

勧告につきましては、食品健康影響評価の結果に基づいて、又は食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況を監視して、必要があると認めるときは、内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告をするということでございます。

意見につきましては、食品の安全性の確保のため講ずべき施策に関する重要事項を調査審議し、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に意見を述べる。さらに勧告・意見については、ホームページ等を通じて公表するということでございます。

ちょっと説明が長くなりましたけれども、以上、この第11条に対応してどのような内容を基本的事項に盛り込んでいくかということの御議論をお願いしているわけですが、この左側の3つの欄を横目で見つつ、「今後の方向」に書いてあるような内容を想定して行ってよろしいかどうか御議論をお願いしたいと存じます。

以上でございます。

富永座長 大変詳細な御説明ありがとうございました。それでは、専門委員の皆様方、何かただいまの第11条についての説明に対して御質問などございましたら、あるいは御意見がございましたらどうぞ。

内田専門委員 質問2つでお願いが1つなんですけれども、条文の上から4行目の「生物学的、化学的若しくは物理的な要因」というところで、生物学的、化学的というのは何となくわかるんですけれども、物理的な要因ということが具体的にどういうことかちょっとわからないので教えていただきたいことが1つと。あと、1ページ目の現状の下のとこで、アマメシバの件が出ているんですけれども、アマメシバは、新聞で見た限りでは実際に農家の方は結構長く販売していらして、どうして今になって急にこういうふうに健康評価を実施するのかわからないというようなことが書かれてありまして、販売された後にも実際にこういう問題が起こってきて、販売段階の後をどう扱うかということをちょっと考えていただきたいこと。あと「今後の方向性」にある文章で、上から6行目の「農林水産物の生産段階においては」というところで、文章が大変長いので、100字ぐらいにまとめていただくとわかりやすいんですけれども、100字以上になりますと、「その」とか、

「これらの」とかそういう文字が増えてきて、三度四度読み返さないとわからないので、短めの文章で書いていただくと、大変ありがたいんですけども。

以上です。

岩淵総務課長 まず最初の要因ですけども、物理的要因について特に御質問があったわけですけども、それぞれについてちょっと例示を申し上げますと、生物学的要因の方は、言うまでもないんですけども、食中毒菌とかウイルスとかなどでございます。それから化学的要因の方は、農薬ですとか、動物用医薬品とか、添加物とかそういったものでございます。物理的要因の方は、放射線ですとか異物を想定しております。

それからアマメシバの例ですけども、食品の販売は、もともと事前の許可とか承認が必要なものではございませんので、実際に流通しているわけですけども、アマメシバが原因となって健康被害が生じたと疑われる事例が報告されたことに伴いまして、厚生労働省の方から評価の要請があり当委員会で緊急に評価をしたと、そういった経緯でございました。ですから、そういった市販されている食品に関する対応がどうあるべきかということは、御指摘のようにどういうふうに盛り込むかということは、この場で御議論いただければと思いますけれども、今のような経過でございます。

資料の文章につきましては、長くなって申し訳ございません。いろいろ盛り込もうと思いついて、いずれにせよ、最終的基本的事項の案文にするときには、よりわかりやすい文章になるように注意したいと思います。

富永座長 ありがとうございます。先ほどの関連のところ、私の方から質問というか、コメントがございまして、左の条文の方の上から5行目のところ、「食品に含まれ、又は食品が置かれるおそれがある」、「食品が置かれる」ということがちょっとわかりにくくて、「今後の方向」のところの文章などを読みますと、むしろ置かれるというよりも、食品に含まれ、又は食品が影響を受けるおそれがあるとかそうしないと、置かれるというのはどういう意味なのかちょっと御説明いただきたい。ちょっとわからない。

岩淵総務課長 この文章は文の構成が入り組んでいるんですけども、「要因」と「状態」と2つが出ておりまして、それぞれに対応するものとして、「含まれる」と「置かれる」というのがあります。食品が健康に悪影響を及ぼすおそれがある要因というのが、これが食品に含まれるおそれがあるものということで、今、私が御説明しましたような例は全部それに該当します。食品に含まれるおそれがある要因ということなんです。一方で状態ですけども、食品が健康に悪影響を及ぼすおそれがある状態、これが食品が置かれ

るおそれがある状態という意味でございます。置かれるおそれがある状態の例としましては、生物学的でいいますと、例えば菌叢とか、腐敗、化学的だとペーハー、それから物理的だと温度と、こういったものがあります。

富永座長 やっとわかりました。やはり、ぱっと読んでわかるように、この辺は工夫して書き直していただいた方がいいかと思えます。ほかに第11条について、どうぞ。

飯島専門委員 今の意見と少し重なることにはなりますが、化学的、生物的、物理的な危険因子があるということですが、その危険因子の内容がそれぞれに異なると思えます。その異なる内容をできれば具体的に、例えば物理的なものはどのようなものなのか、生物的なものはどのようなものなのか、化学的なものはどのようなものか、ということ、例示をしていただいで議論をした方が良くと思えます。

それからもう一点、私は、「『健康食品』に係る制度のあり方に関する検討会」にも出席をさせていただいておりますが、今のアマメシバのお話につきまして、そことの関係、つまり、本調査会と「『健康食品』に係る制度のあり方に関する検討会」との関係はどのようなものなのか教えていただければ幸いです。

岩淵総務課長 前段の方は、わかりやすく表現する必要があると思えますので、それを整理した資料をまた別途お出ししたいと思えます。

それから後段につきましては、いわゆる健康食品のあり方そのものについて、この委員会で検討したということではございません。

中垣基準審査課長 厚生労働省の中垣でございます。今、御紹介がありました「『健康食品』に係る制度のあり方に関する検討会」というのは、健康局長と医薬食品局長と食品安全部長の私的な検討会という形で健康食品に関します制度全体のあり方を今一度見つめ直そうということで有識者に集まっていたいでいるものでございます。食品安全基本法から申し上げますと、リスク管理措置をどのような形でとることができるのか、また健康食品でございますから、健康増進的な意味もあるわけでございますが、必ずしも安全だけやっているわけではございませんが、いずれにいたしましても、規制あるいは管理措置をどのような形で見直すことが健康増進に役立つのかという観点からやっているものでございます。

富永座長 ありがとうございます。ほかに御質問、御意見ございませんか。

それでは大分時間が、これに30分以上かかりましたので、第11条はこの辺にしまして、また次回でも御意見を頂けると思えますので、時間の関係もございましてから次に移りたい

と思います。次は第12条、6ページからですね。「国民の食生活の状況等を考慮し、食品健康評価の結果に基づいた施策の策定」、これは短いですね。どうぞ御説明をお願いします。

岩淵総務課長 第12条は、いわゆるリスク管理に相当する条でございます。資料6ページを御覧いただきたいと存じます。

左側の条文ですけれども、「国民の食生活の状況等を考慮し、食品健康影響評価の結果に基づいた施策の策定」という見出しでございます。

第12条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、食品を摂取することにより人の健康に悪影響が及ぶことを防止し、及び抑制するため、国民の食生活の状況その他の事情を考慮するとともに、前条第1項又は第2項の規定により食品健康影響評価が行われたときは、その結果に基づいて、これが行われなければならない。
ということでございます。

基本的な考え方のところがございますけれども、ここで特に国民の食生活の状況その他の事情という書き方をしております、それがどういうことを意味するかということ明らかにしておかなければいけないのではないかとということで、「検討項目」のところに書いてございます。

それから、「現状」でございますけれども、食品健康影響評価の結果に基づいてリスク管理機関は、薬事・食品衛生審議会等における検討なども踏まえ、食品の安全性の確保に関する施策を策定するというところでございまして、実際にリスク管理がとられたという実績の例といたしまして、現在までに食品健康影響評価を実施した延べ15件のうちで、いわゆるアマメシバを大量長期に摂取させることが可能な粉末、錠剤等の形態の加工食品について、厚生労働省は平成15年9月12日にその販売を禁止したということでございます。

それから、厚生労働省におきましては、食品安全委員会における食品健康影響評価の結果に基づいて、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、食品衛生法の規定により、食品添加物の指定と規格基準の策定、食品中に残留する農薬及び動物用医薬品の基準の設定、かび毒などの規格の策定等を行っているということでございます。

平成15年、今年、食品衛生法が改正されまして、既存添加物について安全性に問題がある場合には既存添加物名簿から削除することができるということになりました。そのほか、食品中に残留する農薬、動物用医薬品及び飼料添加物について、いわゆるポジティブリスト制が導入されるとともに、いわゆる健康食品について、人の健康を損なうおそれがない旨の確証がなくても、食品衛生上の危害の発生を防止するため必要があるときには、食品

としての販売を禁止することができることとなったところでございます。

ここでは厚生労働省関係だけ「現状」で書いておりますけれども、農林水産省、環境省についても当然あるわけでございますが、今のところ、評価結果に基づいて実際に措置がとられているものがないということで入っていないということでございます。

それから、「今後の方向」ですけれども、まず基本的な考え方として、食品の安全性の確保に関する施策は、食品健康影響評価の結果に基づき、また、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に行われなければならないということでございます。その上で、リスク管理に際しまして、考慮すべき国民の食生活の状況その他の事情といたしましては、国民の食生活の状況のほか国際貿易ルールとの整合性とか、あるいは選択肢となる措置の実行可能性や費用などが含まれるということではないかと考えております。

それから、食品の安全性を確保する観点から、食品等について必要な規格基準の整備を進める。これが当然必要でございます。

それから、平成15年の食品衛生法の改正により導入された各制度について、これから段階的施行の途中でございますけれども、その適切な実施を図るということでございます。

以上でございます。

富永座長 ありがとうございます。ただいま御説明いただきました第12条につきまして、何か御質問、御意見ございませんか。

渡邊（秀）専門委員 施策の策定というところの「今後の方向」の2番目の「・」です。要するに安全性の確保に関する施策の策定に当たって考慮すべきいろいろなテーマというのがありますよと。したがって、こういうことについて十分議論をすべきだということをやっているわけですが、やはり現状を見ていますと、審議会、農林水産省なり厚生労働省の審議会というののがかなり総合的な判断をしなければいけないというふうに思っているんですけれども、そのための審議会の委員のあり方とか、構成であるとかということについては、これにふさわしいものにしていくということが課題ではないかというふうに考えたんですけれども、現状なり、あまりここには書き込まれていないわけなので、そこについてもうちょっと議論をした方がいいのではないかなというふうに思います。

富永座長 食品安全委員会の各種の専門調査会ができた上で、各省庁の審議会の位置づけが変わるわけですけれども、今の渡邊専門委員の御意見、御質問に対し、何か事務局からありますか。

岩淵総務課長 リスク管理を担当する審議会の構成ということだと思いますので、私ど

もというよりは、それぞれ担当していらっしゃる各省庁に、もし必要があればお尋ねいただければと思います。

富永座長 関係省庁の課長さんに今日御出席いただいておりますけれども、何か御説明なりございますか。どうぞ。

中垣基準審査課長 厚生労働省の中垣でございます。現在、厚生労働省の食品衛生関係の審議会といたしましては、薬事・食品衛生審議会の食品衛生分科会というのがございます。食品衛生分科会というのが一番上の組織でございまして、この下に幾つかの部会がございまして。また資料をもって御説明する必要がございましたら御説明申し上げますが、この食品衛生分科会の組織で申し上げますと、1つには大学の先生、国立研究機関の先生といった有識者、また、いわゆる消費者の意見を述べられるような方が3名、さらには、いわゆる生産者あるいは輸入者サイドという事業者関係が2名、全体で確か20名程度でございます。大雑把に申し上げますと15名程度が有識者、3名程度がいわゆる消費者、2名が事業者系というような構成でございまして。この構成で、我々としては、ここに述べられておるような事項を考慮する上で十分ではないかと考えておりますけれども、この専門調査会でこういうふうにするべきだというような意見がございましたら、それはまた持ち帰らせていただきたいと思いますし、御説明させていただきたいと思っております。

富永座長 ありがとうございます。いろんな関係者間の意見調整、情報交換がますます重要になってくると思います。渡邊委員よろしいですか。まだはっきりしていないですか。

渡邊(秀)専門委員 食品安全委員会に意見を求めてくる各審議会はどのような構成になっているのかという資料について、参考に出していただければというふうに思うんですけれども。

富永座長 それではただいまの御要望、次回に御提出いただいたら幸いです。お願いします。ほかに第12条について御意見、御質問ございませんか。

それではまた何かありましたら後ほどお聞きするとしまして、次に移らせていただきます。次は、第13条の「情報及び意見の交換の促進」それからその次の第14条「緊急の事態への対処等に関する体制の整備等」、この2つにつきましては、それぞれリスクコミュニケーション、緊急時対応の各専門調査会におきまして同時進行のような形で御審議いただいております。ですから、そちらの専門調査会の方で御審議いただきました結果を踏まえて、ここで改めて御審議いただきたいと思います。ですから、第13条、第14条は飛ばさせ

ていただきまして、次の第15条、12ページ「関係行政機関の相互の密接な連携」について御説明ください。

岩淵総務課長 それでは資料の12ページでございます。12ページの左側にございます条文の方は、「関係行政機関の相互の密接な連携」という条でございまして、いわゆる縦割り行政等の問題点の指摘に対応して、こういった条が設けられたわけでございます。

第15条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、食品の安全性の確保のために必要な措置が食品供給行程の各段階において適切に講じられるようにするため、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、これが行われなければならない。

「検討項目」といたしましては、基本的な考え方、それから食品安全委員会とリスク管理機関との連携、食品安全委員会と法律上の義務的な諮問事項のある関係省が厚生労働省・農林水産省・環境省でございますが、さらにはリスク管理の地方での第一線を担っている地方公共団体、これらとの連携等でございます。

それからリスク管理機関相互の連携ということで、厚生労働省、農林水産省、環境省、地方公共団体、それぞれの相互の連携ということが検討項目として挙げられるかと思います。

「現状」でございますが、まず食品安全委員会とリスク管理機関という関係で申し上げますと、食品安全委員会での情報収集の範囲・体制とか、あるいはリスクコミュニケーションなどに関する定期的な連絡会議を開催しております。また、地方公共団体との連絡会議の開催をしております。これは前回御説明したような内容でございます。

それからリスク管理機関相互の連携ということでございますが、厚生労働省と農林水産省との間で局長レベルによる懇談会を年1～2回開催をしております。また、「と畜場法」第22条及び「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」第40条の3の規定に基づきまして、厚生労働大臣と農林水産大臣との間の連絡・協力というものが求められておりまして、これに基づく連絡・協力を実施しております。また厚生労働省と農林水産省との間で食肉・食鳥処理問題調整協議会を開催しているということでございます。

それから「今後の方向」でございますが、食品健康影響評価、リスク管理及びリスクコミュニケーションに関して、食品安全委員会を含めてでございますけれども、関係行政機関相互間での連携の強化を図るということでございます。また、食品安全委員会及びリスク管理機関は、政府全体として食品の安全性の確保に関する施策が整合性をもって適切に行われるように努めるものとする。それから、関係府省の連絡会議や地方公共団体との連

絡会議の定期的な開催をするということです。

それから、次に取極めの締結とございますが、この背景を御説明いたしますけれども、右側の「関係条文等」というのをごらんいただきたいんですが、この委員会の発足のずっと前でございますけれども、昨年6月に政府内において、「食品安全行政に関する関係閣僚会議取りまとめ」というものがございまして、この内容に基づいて食品安全基本法案が提出され、また、この食品安全委員会の設立に至ったという、そういった経緯があるわけですが、その前提となった閣僚会議の取りまとめの中で、「委員会は、リスク管理機関との間で、連携・政策調整の具体的な手法について取極めを締結・公表する」ということが盛り込まれておりました。

これは今現在ではまだないわけでございますけれども、そういったことを受けまして、今後この取極めを締結する必要があると。内容としては、食品安全委員会が評価を行う際のリスク管理機関との連携、あるいはリスク管理機関が食品健康影響評価に基づいてリスク管理措置をとる際の食品安全委員会との連携、危害情報の共有、こういったことが内容となっておりますかと思えます。この趣旨は、今回御審議いただいている基本的事項を政府として決定し、それに基づいて取極めをするという趣旨でございます。

それから、リスク管理機関相互の連携につきましては、この仕組みの設定、それから今後ともリスク管理機関相互の連絡・協力を着実に実施するというところでございまして、この連携の強化の具体的な内容はまだないわけでございますけれども、これも関係閣僚会議の取りまとめで指摘されているところでございます。

御説明は以上でございます。

富永座長 ありがとうございます。ただいま御説明いただきました第15条に関しまして何か。はい、どうぞ。

山本専門委員 地方公共団体に対する問題なんですけれども、今回のこの委員会というのは地方自治体が定める幾つかのリスクマネジメントに関することに対してもリスク評価をするということと考えるとよろしいんでしょうか。その辺のことがちょっとあんまり明確になっていないんですけれども、従来のやり方というか、今後どうなるのか、その辺はいかがなものなんでしょうか。

富永座長 事務局の方、お願いします。

岩淵総務課長 まず地方公共団体と食品安全委員会の評価との関係でございますが、この資料の1ページを御覧いただきたいんです。1ページの一番右のところに「関係条文

等」というのが付けてございます。この部分は食品安全委員会の所掌事務を法律で決めている部分でございます。ちょっと細かくなりまして恐縮ですけれども、食品安全基本法第23条第2号に「次条の規定により、又は自ら食品健康影響評価を行うこと」と書いてございます。つまり、次条というのは第24条のことなんですけれども、第24条に基づいて評価を行うことと、それ以外に自分で評価を行いたいと思うときに評価を行うということが決められているわけですね。第24条の方を見ますと、関係各大臣は、次に掲げる場合には委員会の意見を聴かなければならないという規定がございます。それから、ずっと下の方の第3項のところ、第1項に定めるもののほか、関係各大臣は食品の安全性の確保に関する施策を策定するため必要となると認めるときは、委員会の意見を聴くことができるということでございます。したがって、ちょっと長くなりましたけれども、食品安全委員会が実際に評価を行う対象ですけれども、関係各大臣、つまり地方公共団体じゃなくて、国の関係各大臣が評価を要請してきた場合か、あるいは食品安全委員会が自らのイニシアチブで評価をしたいと思って評価する場合、この2つを取り扱うということございまして、地方公共団体がこの食品安全委員会に直接評価を求めるということはこの法律では想定されておられません。ただ、地方公共団体も含めまして様々な立場の方から、こういったものを評価してほしいという御意見は当然あると思うんですけれども、それは委員会として広くそういった意見を受けとめていただいて、委員会が判断して実施するという方に入ってくる問題だと考えております。

あと、地方公共団体については、基本的にはリスク管理を、これも関係の省庁との連携のもとに実施するというのが役割ではないかなというふうに認識しております。

富永座長 山本専門委員よろしいですか。

山本専門委員 はい、結構です。

富永座長 ありがとうございます。それではほかに御質問、あるいは御意見などございませんか。

福士専門委員 現状の最初のところで質問なのですが、定期的な連絡会議の開催とありますけれども、今のところ、こういった頻度で、こういったレベルの方々に開かれているかということと、日常的な情報の共有等に関して、人が顔を合わせる会議など以外の仕組みは何かお持ちでしょうか、この2点をうかがいます。

岩淵総務課長 お手元に「参考資料一覧」というちょっと厚い資料を用意しております。このうちの20ページを御覧いただきたいと思います。今、御質問がありました会議ですけ

れども、20ページの下の2の(1)のこれまでの取組というところで、例えば、食品リスク情報関係府省担当者会議の開催ということで、当事務局と厚生労働省、農林水産省及び関係省の情報関係担当者、これは課長補佐レベルで7月から毎月1回のペースで会議を開催しまして、情報交換とか、各府省の取組の交換の報告などを行っております。

それから食品安全に係る国内外の情報につきまして、関係行政機関、団体、新聞、雑誌、インターネット等から幅広く当委員会の方で情報の収集・分析をしておりますけれども、こういった情報を食品安全関係情報として関係行政機関に対して戻すということでありませうけれども、情報の提供を行っているということで、これは週1回、情報を頂き、また返すという情報交換を行っているということでございます。

それからリスクコミュニケーションの関係では21ページにございますけれども、これまでの取組でリスクコミュニケーション担当者会議とございまして、これは今年4月から2週間に一度というペースで、リスクコミュニケーションについての情報交換とか、取組の調整などを行っております、これは課長級で開催しております。その下にさらに緊急時対応ということで、緊急時における関係行政機関との連絡窓口の設置とか、そういったことを行っているというのが現状でございます。

福士専門委員 ありがとうございます。

富永座長 よろしいですか。ほかに御意見、あるいは御質問がございましたら。

では、ないようですから、次へ移らせていただきます。次は第16条「試験研究の体制の整備等」でございます。御説明をお願いいたします。

岩淵総務課長 それでは資料3の13ページです。条文は「試験研究の体制の整備等」、第16条であります。

第16条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、科学的知見の充実に努めることが食品の安全性の確保上重要であることにかんがみ、試験研究の体制の整備、研究開発の推進及びその成果の普及、研究者の養成その他の必要な措置が講じられなければならない。

それで「検討項目」といたしましては、4つございまして、1が試験研究の体制の整備、2が研究開発の推進、3が研究成果の普及、4が研究者の養成及び確保といったことで項目を挙げております。

まず1の試験研究の体制の整備に関しまして、「現状」ですけれども、食品の安全性の確保に関する試験研究を行う試験研究機関のうち、厚生労働省関係のものについては、国

立医薬食品衛生研究所が中心的な役割を担っております。食中毒については、一方で細菌学等の専門的知見を有する国立感染症研究所と、また健康食品については、その有効性とか安全性についての知見を有する独立行政法人国立健康・栄養研究所等とそれぞれ必要な業務を分担しているという現状がございます。

それから、農林水産省関係の独立行政法人においては、食品の安全性の確保に関する研究開発の推進・強化を図るため研究員の併任やポストドクターの採用等の弾力的な取組を実施しているとございますが、私どもが伺っているところでは、研究者の併任というのは独立行政法人相互にまたがるような研究課題を行う場合に、その研究者についても併任をして参加できるような形にしていく、ポストドクターの採用という方は、独立行政法人はその採用で任期付きの採用というのができるという仕組みがございまして、これを利用して博士号をとられた方を一定期間採用するという、ポストドクターの採用という、そういった弾力的な取組を実施しているということでございます。

それから2の研究開発の推進の現状ですけれども、食品の安全性を確保するため、厚生労働省においては、食品中のプリオンや遺伝子組換え体等の検出技術の開発、あるいは遺伝子組換え食品、残留農薬、添加物、健康食品などの安全性に関する研究などを実施しているということでございます。それから農林水産省におきましては、食品の安全性及び機能性に関する総合研究をはじめ、食品の安全・安心を確保するための研究開発を重点的に実施しているということでございます。

14ページにまいりまして、研究成果の普及の現状です。食品の安全性の確保に関する研究について、その成果を広く国民に普及させるために、関係試験研究機関等のホームページに普及に移し得るような研究成果を掲載している。そのほか関係試験研究機関がそれぞれ又は連携して、年数回のシンポジウムを開催しているという現状でございます。

それからもう一つの検討項目の研究者の養成及び確保の現状ですけれども、厚生労働省においては、来年度の厚生労働科学研究費補助金による食品分野の研究事業におきまして、若手研究者の育成の観点から、若手研究枠を設けて人材の育成に努めることとしているということでございます。それから、農林水産省関係の独立行政法人においては、独立行政法人独自の長期在外研究員制度を設けて研究者を養成しているということでございます。

以上の現状を踏まえまして、13ページでございますが、「今後の方向」ですけれども、まず基本的な方向として、最新の科学的知見に対応できる試験研究体制の整備を図るということでございます。

研究開発の推進に関しましては、食品の安全性の確保の観点から、重点課題を明確化しつつ、食品の安全性の確保に関する研究開発の更なる推進・強化を図ると。それから一般的な食品健康影響評価に関するガイドラインの作成というものが今後課題ではなかろうか。あるいは関連分野における知見を結集するために、関係府省で連携を図りつつ、地方公共団体や民間などの能力を活用して研究開発の更なる推進・強化を図るとのこと。

それから食品の安全性の確保に関する試験研究を行う試験研究機関と食品安全委員会は、試験研究の推進に関し、十分な意思疎通を図るとのことでございます。

それから14ページにまいりまして、「今後の方向」のところでございますけれども、研究成果の普及に関しましては、研究成果については専門誌に掲載するという。また一方で、平易な言葉で国民へ発表するといったような取組を推進するということでございます。それから、食品の安全性の確保に関する研究について、関係府省合同によるシンポジウムを開催するとか、あるいは合同で技術指導、研究報告書、パンフレットの配布など行って、当該研究の成果の普及を図るとのことでございます。

研究者の養成及び確保に関しましては、食品科学の専門家の養成が必要であるということ。それから食品健康影響評価及びリスクコミュニケーションの専門家向けの研究会などを開催していく。また、海外の研究者や専門家の招へいとか、研究者の海外派遣を行うこと等を通じて、食品の安全性に関する高度な専門的知識を有する研究者の育成及び確保を図るとのことでございます。

右のところを参考を付けてございますけれども、食品安全基本法案が参議院の内閣委員会で審議されましたときに附帯決議という形で内閣委員会の方から要請されている事項がございまして、「リスク評価の体制整備に当たっては、国内におけるリスク評価の専門家の養成に努めるとともに、調査の委託や専門的知見の収集について必要がある場合には海外の学識経験者の活用を図る」という内容になっています。

以上でございます。

富永座長 ありがとうございます。第16条は試験研究の体制の整備等でございます。ただいま御説明いただきましたように、この条は比較的理解しやすいですね。何か御質問あるいは御意見ございましたらどうぞ。

特にないようですので、それでは、皆さん大分お疲れと思いますが、もう1条だけお願いいたします。第17条ですね。「国の内外の情報の収集、整理及び活用等」。これにつきまして御説明ください。

岩淵総務課長 申し訳ございません。よろしくお願いたします。

15ページでございますけれども、内外の情報の収集、整理及び活用等で、法律の条文ですと、第17条でございます。

第17条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、国民の食生活を取り巻く環境の変化に即応して食品の安全性の確保のために必要な措置の適切かつ有効な実施を図るため、食品の安全性の確保に関する国の内外の情報の収集、整理及び活用その他の必要な措置が講じられなければならない。

「検討項目」としては3項目、基本的考え方と情報収集の対象の範囲、それから食品安全委員会における一元的な情報収集の実施ということ掲げてございます。

「現状」でございますが、食品安全委員会は、関係行政機関の協力を得つつ、国の内外における食品の安全性の確保に関する情報を収集し、これを取りまとめて関係行政機関と当該情報を共有しております。また、厚生労働省は、検疫所、保健所等からの情報把握を行うとともに、関係試験研究機関からの情報収集を行っております。

なお、今年の4月から、国立医薬品食品衛生研究所におきまして、食品に関する国内外の情報を収集する部署を新設したということでございます。

また、農林水産省におきましては、今年の7月に組織の見直しを行いまして、地方農政局、地方農政事務所等からの国内情報の把握を行うとともに、消費・安全局に国際室を新設いたしまして、海外における食品の安全性の確保に関する情報の収集を行っているということでございます。

それから、情報収集の対象範囲でございます。前回、これも資料で一度御説明したところと重なると思えますけれども、関係行政機関、国内関係機関、国際関係機関、関係国の公的機関、学術雑誌、関係学会・団体、それから食品安全モニター、食の安全ダイヤル、インターネット上のニュースサイト、新聞等のマスメディア、さらには委託調査、現地調査といったところを現在、情報収集の対象範囲にしておるということでございます。

「今後の方向」でございますが、急速に変化する国民の食生活を取り巻く環境の変化に対応いたしまして、国民の健康への悪影響の未然防止という基本理念を実現するような情報収集をしていくということが重要でございます。

この未然防止という考え方ですけれども、その右側をちょっとごらんいただきたいんですが、「関係条文等」とございまして、これは食品安全基本法の掲げる基本理念が3つございますけれども、そのうちの3つ目ございまして、第5条に「食品の安全性の確保は、

このために必要な措置が食品の安全性の確保に関する国際的動向及び国民の意見に十分配慮しつつ科学的知見に基づいて講じられることによって、食品を摂取することによる国民の健康への悪影響が未然に防止されるようにすることを旨として、行われなければならない」ということが基本理念として掲げられているわけでございます。したがって、それを実現するような情報収集ということが必要であると、こういうことです。

それから2つ目の「・」ですけれども、政府が収集している情報の一般への公開ということも今後の方向として進めていく必要があるかと思えます。その際には、個人情報等への配慮が必要でございます。

それから、特に国内において危害の発生が予想されるような危害情報につきましては、これを事前に国民に適切な形で提供していく。それから、関係行政機関相互間で食品の安全性の確保に関する情報のより一層の共有を図ることが必要だということでございます。

それから、その下のところですが、食品安全委員会は、国の内外における食品の安全性の確保に関する情報を関係行政機関と連携しつつ一元的に収集し、当該情報を整理・分析し、データベース化する。それから、食品安全委員会と関係行政機関は、それぞれが運営するデータベースの相互連携を促進することにより、情報の有効かつ適切な活用を図るということ。

ちょっと付け加えますと、このデータベースですが、前回は御説明しましたけれども、今現在はないわけでありまして、来年度から整備をしたいということで概算要求をしているような状況でございます。

御説明は以上でございます。

富永座長 ありがとうございます。第17条の御説明をいただきましたが、これにつきまして、御質問あるいは御意見ございましたらどうぞ。

内田専門委員 「現状」のところ11行目に国内外の情報を収集する部署ということができたということで、集めた情報をどう活用するかということなんですけれども、例えば一般の人が海外のデータを見たいというようなときに、直接ここにアクセスしてみることができるのか、あるいは、おっしゃったように来年データベースが食品安全委員会にできるので、委員会にデータベースができてから、それを一般の人が見られるようになるのか、そういったことがわかれば教えていただきたいんですけれども。

中垣基準審査課長 この国立医薬品食品衛生研究所に食品衛生に関する情報を収集する

部署をつくったところです。具体的に申し上げますと、アメリカのFDAとかEUとか幾つかの政府機関を決めて、そのインターネットのホームページを検索する。さらには雑誌、雑誌と申し上げましても、先生方ご存じのとおり、数百数千ありますから、すべてを追うのは不可能でございますので、主な雑誌を数十冊決めまして、その範囲で収集をしているわけでございます。

この一部の情報につきましては、既に国立医薬品食品衛生研究所のホームページに掲載されているというふうに聞いておるところでございます。また、当然のことながら、食品安全委員会あるいは関係省庁へも御報告しているところでございます。また、概算要求中だと聞きましたけれども、食品安全委員会の方にデータベースが整備されれば、その中へ統合するような形で運用されていくのだろうと、また、そうすることがみんなのためなんだろうというふうに考えております。

富永座長 ありがとうございます。ほかに。

武見専門委員 今のことに関連してなんですけれども、データベースが整備されていることは非常に素晴らしいと思います。それをどういう人が活用するかということを考えたときに、いわゆる、生産から流通段階のいろいろな形での業者、あるいは専門職も見でしょうし、恐らく、それが整備されてきた場合には、一般の方が全体の正しい情報が見られるところとして、それをあてにすることになると思うんです。そうした場合に、さっきの16条のところにも関連するんですが、どのレベルの人にとってわかりやすい、どういう情報の出し方をするデータベースなのかということをご十分吟味してつくっていただくことがとても大事ではないかなと思いますので、ぜひそこら辺を御検討いただければと思います。

富永座長 要望ですね。どうぞ和田専門委員。

和田専門委員 ちょっと昨年の経験から伺いたい、あるいはお願いをしたいと思うんです。昨年、一昨年になるでしょうか。食塩の凝固防止剤のフェロシアン化物の問題がありました。これは私ども消費者は知らなかったんですけども、アメリカ、EU、中国、ちょっと正確に覚えておりませんが、相当な国で認められていて、日本では認めていなかったと。このフェロシアン化物が問題になる前に、認めていない食品添加物が使われていたということで新聞に社告が出まして、市場から撤去するというのが続いたんですね。ところが、このフェロシアン化物の場合には、塩を使った輸入の加工食品ですね、それが割合からいって非常に多いだろうということで、市場から撤去すると市場が混乱するとい

う理由で撤去はしないで、そして急いで薬事・食品衛生調査会の食品衛生分科会を開きまして、決して審議がおろそかにされたとは申しませんが、非常に急いだ形で審議が行われました。

私自身は、その場に入っておりまして、安全性もともかく、これだけの国が使用していて、日本に相当量入っているだろうという情報がなぜわからなかったのかと。それが入っていれば、それまでのような手順を経て審議ができるはずなのが、非常に急いで審議がされたというので、どうしてここまで情報が収集できなかったのかということ質問いたしましたら、そのときのお返事は、今日までわからなかったというお返事をいただいて、どうしても納得できなかったんですが、今後こういうことでいろいろ情報収集するということの中には、過去のそういうこと、別に過去を責めるわけではありませんけれども、そういうことのないようにぜひ有効に使っていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

富永座長 大変いい御要望です。ありがとうございました。ほかにどうぞ。御要望でも、あるいは御質問、何でも結構です。

海津専門委員 今までのお話の流れから、今ちょっと考えたんですけれども、データベースを整備していく際に、各国の情報とかいろいろなものを集めてきて並べるだけだったら図書館と変わりがないと思うので、それを一歩踏み込んで、我が国の現状と比べるとどうなのかみたいな部分を1か所持っておく必要があるんじゃないかなと。なぜなら、海外で起こったことは近い将来日本でも起こるであろうことだから、常にそういうことに関して目を向けて、冷静な目で比較対照した部分をデータベースの中でもいいですし、データベースの外でもいいので、必ずそういう場所を持っておくのがいいんじゃないかと思います。

富永座長 これも御要望、御意見ですね。ありがとうございました。ぜひ御検討いただきたいと思います。ほかに、どうぞ。

飯島専門委員 今の「現状」のところについてですが、先ほど国立医薬品食品衛生研究所がこうあるべきだというお話がありましたが、その下に農林水産省も同様なことを行っていると思います。その内容について教えていただければ幸いです。

富永座長 農林水産省の方お願いします。

佐藤消費・安全政策課長 15ページに書いてございますように、消費・安全局というのが今年の7月1日に当食品安全委員会と同じくしてできたわけでございますが、この中で

下の方に書いてございますように、輸入食品の問題でありますとか、いろんな問題を国際的に抱えているということで、国際室という室を設けまして、そこにここにございますような海外における食品の安全性の確保に関する情報の収集ということで、まだできたばかりなので、具体的にいろんなものを行っているとは言えないんですが、いろんな関係機関の情報をインターネットやなんかを通じてとっているということで、特にコーデックスの動きについて、これを把握して、また一部出たデータや何かについてはホームページかなにかで公表しておるといったような取組は1つやっております。

それともう一つは、先ほどもちょっとお話がありましたように、食料品の6割が輸入食品でございまして、輸入食品の検疫については厚生労働省の方で一括して検疫所で審査されているわけですが、私ども農林水産省におきましても、非常に消費者の要望が高いというようなことを踏まえまして、農林水産消費技術センターという独立行政法人がございまして、検疫とは関係なく輸入食品について残留農薬の調査をしております。そこで出てきたものについては、まさに厚生労働省との連携ということで、当方から輸入食品について残留基準を超えたものについては厚生労働省の方に通報いたしまして、取締りの強化をお願いしているというようなことで、国際情報なり、各省間の連携・強化というようなことで、できるだけことはやっていきたいということでやっているところでございます。

以上でございます。

富永座長 ありがとうございます。ほかに。

武見専門委員 今のことに関連して。厚生労働省の方でも、あと農林水産省の方でもそれぞれに海外からいろいろな情報を収集していらっしゃるという状況はわかったんですが、そのときに、それぞれの役割分担のようなもの、つまり、例えば、ある研究所では主にこういうものを別の場所では、こういう分野のものを、といったような連携というか、調整が行われて、海外からの情報収集というのは行われているのでしょうか。

中垣基準審査課長 厚生労働省の中垣でございます。私ども厚生労働省では、国立医薬品食品衛生研究所という研究所で研究者が情報の収集に当たっていると、先ほども申し上げましたけれども、例えば「ネイチャー」である、「サイエンス」である、「ニューイングランド・ジャーナル・オブ・メディスン」であるといった専門学術雑誌から専門的な情報を収集する。もちろん、それは一定の範囲というのは明らかにした上でございますけれども、また、FDAならFDAの同じような専門的な情報を収集するという形にしておる

わけでございます。もちろん、農林水産省は本省でございますから、政府機関としての情報が必要になってくるのだらうと思いますし、我々もいろんな意味で政府機関同士の動きというのがございますけれども、研究所の動きというのはあくまで専門的な見地からやっているということでございます。

また、先ほど和田専門委員から御指摘あった件でございますが、反省するのは反省せんといかんと私も思っておりますけれども、その後の手続で一つだけ行ったことを申し上げますと、添加物で同じようにアメリカでもEUでも使われておるのに、日本で認めていないものについては、諸外国にも頼みましてリストアップして、それについてもまた安全委員会の審査を少しずつ受け始めておるという状況でございますので、御報告だけさせていただきますと思います。

富永座長 ありがとうございます。ほかにどうぞ、御質問あるいは御意見がございましたら。

よろしいですね。それでは、もう1条ぐらいやってやれんことはないんですけども、ちょっと事務局の岩淵総務課長も説明にお疲れと思いますし、専門委員会の方々におかれましても聞き疲れされていると思います。それで、本日この資料3を配付していただきまして、これはA3で大変読みやすくなっておりますので、残りの第18、19、20条、それから13条、14条、今回パスした分ですね。あと次回5条やりますけれども、どうぞ今日終わった部分、あるいは次回やるものを先に目通しいただきまして、ここぞと思うところがございましたら、あらかじめチェックしていただきまして、次回にきちんとした形で全体を通じて審議したいと思います。この資料3ですけれども、これは今回皆さんお持ち帰りいただいて、またもう一度次回持ってきていただいた方がよろしいですか。あまり資源も無駄になったらいけませんから、せっかくでございますから、今回の資料3につきましては、11月13日の次回の専門調査会にお持ちいただきますようお願いいたします。お忘れになる方もおられるかもわかりませんから、それぐらいの御準備はお願いいたします。

山本専門委員 一つだけ。

富永座長 はい、どうぞ。

山本専門委員 これはちょっと一番最初にお聞きしておくべきだったと思うんですけども、今審議している内容は、これは条文を変えるということなのか、それとも、条文と後の「検討項目」、「現状」、「今後の方向」といったことがこの条文にどう反映されていくのか。今ここで私ども専門委員が審議していることはどんな形で結果的に生かされて

いくのか、そこら辺がよくわからないので、ちょっとそのところをお教えいただくとありがたいんですけれども。

岩淵総務課長 今日資料2のところに戻りますけれども、私の説明が不十分でしたが、もう一度説明させていただきます。資料2の3ページは、食品安全基本法の関係する条文の抜粋になっております。食品安全基本法の第11条から、ここが「施策の策定に係る基本的な方針」という章になっています。これまで我が国で食品安全の分野を国としてどういうふうに進めていくかということについて、方針は法律には書いてございませんでしたけれども、この食品安全基本法が制定されたことで基本的な方針が法律の条文として確定したということでございます。この法律の条文を変えることをここで検討いただいているではありません。ここの基本的な方針ですけれども、例えば、第11条を見ていただきますと、先ほど読みましたとおり、これからは施策を策定するに当たっては、まず食品健康影響評価を行って、これに基づいて施策をやっていかななくてはならないということが書いてあります。

それから第12条では、また評価結果に基づいて、それから国民の食生活の状況などを考量して具体的なリスク管理といったことが書いてあります。以下、情報・意見の交換とか、それぞれの1条ずつとりまして、こういう基本的な方針のもとに食品の安全性の確保を進めていきなさいということが法律で課されたわけでございます。

そういうふうに見てまいりますと、4ページの一番最後ですけれども、線を引いてございます。第21条というところですが、「政府は、第11条から前条までの規定により講じられる措置につき、それらの実施に関する基本的事項・・・を定めなければならない」。

次のページにまいりまして、「内閣総理大臣は、食品安全委員会の意見を聴いて、基本的事項の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない」。「内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本的事項を公表しなければならない」と、こうなっております。

つまり、第11条から20条まで、これは法律で定められましたことは、当然これから具体化していかなければならないわけでございますけれども、それでは、どういうふうに具体的に今後政府として取り組んでいくかということ、この「基本的事項」という名前の文書に政府として取りまとめをいたしまして、これを閣議決定して公表しなさいということが政府に課されたわけでございます。法律ができて現在5か月ぐらいになるわけですが、この法律の規定に基づいて、政府として、それではこの法律の規定に従って基本的

事項というものをこれから検討して閣議決定まで進めていきたいと、これが最初のスケジュールでございます。来年1月を目指してそういう手続をとりたいと。

ただ、この基本法ですと、政府として閣議決定する前にまず食品安全委員会の意見を聴かなければならないということが決められているわけございまして、この規定に基づいて10月15日に小泉総理からこの委員会に諮問があり、この企画専門調査会において御検討いただきたいということになったわけでございます。したがって、ここで検討いただいた内容を意見としてまず委員会の方に提出して、委員会では最終的に食品安全委員会の意見としてまとめていただいて、内閣総理大臣に返す。これに基づきまして最終的な文章を固めて閣議決定をして公表するという段取りになります。

今日の資料で申しますと、先ほど見ていただいたうちの横長資料の右から2番目の「今後の方向」というところがこれから政府として具体的に取り組んでいくべき方向に相当するもの、そういう想定で書いてございますので、あくまでも今日の段階では討議用の資料ということでございますけれども、今後御議論いただいて、この部分も充実させる方向で御議論いただいて、意見の形でおまとめいただければと、このように考えております。

富永座長 どうもありがとうございました。先ほどの山本専門委員の御質問、ただいまの事務局の御説明でこの資料3の位置付け、それから、この審議を通じて我々は何をやるうとしているかというのが非常に明快になりました。ありがとうございました。

それでは、次回は11月13日10時からやりますので、今回と次回併せて2回でほぼ審議を終わりたいと思います。

本日は、先生方、大変御多忙のところを御出席いただきましてありがとうございました。時間はまだ10分ぐらい早いんですけども、今日は十分価値のある審議ができましたので、これで終わらせていただきます。ありがとうございました。

(了)